文化審議会第 15 期文化政策部会 基本計画ワーキング・グループ (第1回)

平成 29 年 7 月 28 日

【髙田企画調整官】 定刻となりましたので、ただいまより文化審議会文化政策部会の 基本計画ワーキング第1回を開催いたします。

皆様、本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。 まず初めに、幾つか事務局の方から説明がございます。まず、ワーキングについてです けれども、前回、前々回のワーキングについては、文化政策部会の検討資料の作成という ような位置付けで、非公開という形で行っておりましたけれども、今回、基本計画の作成 について、非常に関心も高く、また文化審議会の審議というのは原則公開というルールが ございますので、今後この会議については公開という扱い。今回は連絡が各外部に間に合 わなかったために、今日は来ておりませんけれども、この会議資料だとかそういった議事 内容については公開ということになりますので、よろしくお願いいたします。

また、今回から京都の関係者も引き続き文化審議会を傍聴したいという希望もございまして、彼らは佐々木先生と一緒に仕事をしている文化庁の地域創生本部の者たちでございますけれども、この後のワーキングもできるだけ、この会議室があいていれば向こうからも傍聴できるような形で進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、まず議事に入る前に、委員の追加についての説明でございます。前回の文化政策部会において、基本法が変わったということで、それでかなり基本法の法律の範囲というか射程が広がったということで、今後、委員の追加もあり得るというお話をしておりましたけれども、この後またほかのワーキングとかを立ち上げるという話も事務局の方から説明いたしますが、まずはその基本計画ワーキングにつきましては、例の基本法の改正については文化芸術振興議員連盟という国会議員の議員連盟を中心に立法を進めておりまして、その議員勉強会などを通じて最終的に法律ができたわけでございますけれども、そこに文化芸術推進フォーラムの事務局長という形で関わっていらっしゃいまして、そういった法律改正の背景だとか、そういった内容を詳しく存じていらっしゃいます大和滋公益財団法人日本芸能実演家団体協議会参与の方に、ワーキングにそういった基本計画策定に当たって、やはり基本法の背景を知る必要があるということで、専門委員として追加させていただきましたので、御紹介いたします。

大和委員, どうぞよろしくお願いいたします。

【大和委員】 よろしくお願いいたします。

【高田企画調整官】 それで、また、確認的ではございますが、今日は佐々木先生、柴田先生が欠席ではございますが、そのほか熊倉先生、松田先生、三好先生、山出先生、湯 浅先生、吉本先生、以上 9 名の委員に御出席いただいております。どうぞよろしくお願い いたします。

早速ですが、議事に入らせていただきます。それではまず、座長の選任という形で進めたいと思っております。

(傍聴者退出)

※ 座長に熊倉委員、副座長に湯浅委員が選ばれた。

(傍聴者入室)

【熊倉座長】 早速ですが、議事を進めてまいりたいと思います。

次に, 2のワーキング・グループの運営について, 事務局より資料の御説明, お願いいた します。

【髙田企画調整官】 それでは、資料1-1,1-2,1-3 でございますけれども、これにつきましては、もう文化政策部会の初めの回で行いましたいろんな審議会の運営規則だとか手続と同様のものをワーキング・グループにも適用するということでございます。

そういったことで、基本的に先ほどと繰り返しになりますけれども、会議については公開ということで行わせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。

【熊倉座長】 資料 1-3 は案と書いてありますが。

【髙田企画調整官】 これはここの括弧の部分が文化政策部会というのをそのまま基本 計画ワーキング・グループという形に変えているという内容でございます。

【熊倉座長】 分かりました。では、それも含めまして、いかがでしょうか。ただいまのワーキングの設置についての事務局からの御説明に関して、何か御質問、御意見などございますでしょうか。

【髙田企画調整官】 補足的に説明いたしますが、会議資料の公開などについての記述が一番最後にございますが、座長が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができるという規定もございますので、そういった議論をすべきというような話がこの会でありましたら、そういった取扱いもできるということでございます。

【熊倉座長】 という確認でございましたが、こういった形で問題ございませんでしょうか。

御異議がなければ、この原案の資料どおりにさせていただきたいと思います。

それでは、議題 3 の文化政策部会における文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討に

ついてと進めてまいりたいと思います。

事務局より,資料の説明をお願いいたします。

【井上文部科学戦略官】 基本計画担当の戦略官をしております井上でございます。基本法に引き続いて、基本計画についても担当することになりました。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、資料 2-1 で策定に向けた検討という横のペーパーと、資料 2-2 で各検討事項における論点メモというのを用意してございます。それを中心に御説明させていただきますが、参考資料として、また1-1、1-2 で先日、文化庁の移転協議会で出されました「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」という文書、これも中に文化庁の機能強化の文言がございますので、後ほど御説明させていただきます。また、机上の配布資料といたしまして、大部なんでございますが、文化芸術基本法でございますとか、これまでの第 4 次の基本的な方針、さらには昨年 11 月の緊急提言等がございますので、またポイントに絞って御説明をさせていただきたいと思います。

まず,資料 2-1 をお開きいただければと思います。資料 2-1 は,こちらの横のペーパーでございますが,それを 1 枚お開きいただければと思います。

文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討についてという表題を掲げてございますが, 先日,大臣からこの第 1 期の文化芸術推進基本計画の策定に向けて,文化審議会に対しま して諮問させていただいた事項,3点ございました。1つ目が,文化芸術施策の推進に当た っての望ましい体系の在り方について,2つ目が,新たに基本法等で追加されました文化芸 術に関する基本的な施策の推進について,そして3つ目が,2020年の東京オリンピック・ パラリンピック大会,またそういう節目を迎えて以降を見据えたレガシーの創出について ということでございます。

そしてまた、こういう諮問の背景といたしましては、新しい文化芸術基本法の成立におきまして、文化芸術振興そのものだけではなく、文化芸術の関連施策を法律の範囲にしたことでございますとか、文化芸術により生み出される新たな公共的・社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用するというようなこと、そしてまた社会の変化といたしまして、少子高齢化やグローバル化、情報通信技術の急速な発展などの大きな変化等々、そしてオリンピック・パラリンピック大会ということがございます。

今後,この文化芸術推進基本計画を策定するに当たって,これらの諮問事項,また諮問の背景を受けまして,具体的に4点について御検討いただきたいと思っております。

1 点目が、この右上の方にございますが、(1) 今後の文化芸術政策の目指すべき姿ということでございます。これは、現在の第 4 次基本方針の中でも、文化芸術立国の目指すべき姿でございますとか基本理念等々が規定されております。我が国が目指す文化芸術立国の姿として、子供から高齢者まであらゆる人々が文化芸術の創作活動へ参加等々しているというようなことでございますとか、文化芸術関係者の新たな雇用や産業は現在よりも大幅に創出されているというようなイメージが第 4 次基本方針等で示されておりますが、そ

ういうような中長期的な観点から、今後の文化芸術政策の目指すべき姿について御議論い ただきまして、方向性を定めていただければなと思っております。

2番目が、そういう中長期的な観点、今後の文化芸術政策の目指す姿を受けまして、今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性についてでございます。この5年間というのは、またこれについても御議論いただければと思うのですが、法律上は、文化芸術推進基本計画について何年間というのは決まっておりません。通例基本計画は、5年間でございますので、5年間で御提出させていただいておりますが、そういう数年間の文化芸術政策の基本的な方向性について、特に2020年及び2020年以降のレガシー創出も含めまして御議論いただければと思っております。

3番目といたしまして、今後5年間、数年間に取り組むべき文化芸術に関する基本的な施策について、どういう具体的な施策をやっていったらいいのか、こういうことについて、 当然、関係省庁の施策も含めて御議論いただければと思っています。

4点目といたしまして、文化芸術推進のための効果的な政策の立案、実施、評価、検証、新たな政策への反映という、こういうサイクルを確立するために、基本計画の進捗状況を適切に確認するために望ましい評価、検証、改善の方策というのはどういう在り方があるべきかと、そのための具体的な目標でございますとか評価・検証するための指標、そういうものがどういうふうに定めるべきなのかと。また、足りなければどういう調査研究をして指標を設定したらいいのかということについて御議論いただければと思っております。

3ページ目,下の方でございますが,検討のスケジュールでございます。6月というところに書いてあります文化審議会,文化政策部会は,諮問を行ったということで,既に様々な御意見を頂いておりますが,それを受けまして,本日,7月から8月にかけてやります基本計画ワーキング・グループにおいて,今,御説明いたしました検討事項のうち,特に1番目と2番目と4番目,この文化芸術推進基本計画の肝となります骨格について御議論いただきまして,8月29日に現在予定されております文化政策部会で御報告いただいて,また全体で御議論いただければと思っております。

その後,分野別に分科会でございますとかワーキング・グループにおきまして,検討事項3に当たります今後5年間に取り組むべき文化芸術に関する基本的な施策,それぞれ各分野での考え方につきまして御議論いただいて,また10月にそれを文化政策部会に報告していただきまして,基本的な考え方を骨格とともにまとめていって,審議経過報告として10月中には総会に御報告いただければと思っております。

それを受けまして、下に点線で書いております文化芸術推進会議、これは新たに基本法 におきまして設置することが定められました関係府省庁による会議でございますが、そこ に諮りたいと思っております。

その後,文化芸術団体からのヒアリング,これも基本法におきまして,文化芸術団体の 役割が極めて大事だということが規定されておりますので,文化芸術団体からヒアリング を受けて,中間報告を年内に総会に御報告いただきたいと思っております。 その後,年明けにパブリックコメントをいたしまして,国民の皆様方からの御意見を受けて,答申を年度内に,大臣からは年度内に答申ということを言われておりますので,目途にそれを御報告いただければと思っておりまして,それを受けて,また文化芸術推進会議,関係府省庁会議を開きまして,その後,速やかに政府として基本計画の閣議決定の決定ということで取っていきたいと思っております。

4ページをお開きいただければと思いますが、今このワーキング・グループでございますが、文化政策部会の直結しておりますワーキング・グループで骨格を定めますが、分野ごとの基本的な施策については、このワーキングでも御意見いただくことは当然、構わないのでございますが、より細かい内容につきましては、舞台芸術ワーキング・グループ、メディア芸術ワーキング・グループ、美術ワーキング・グループ、くらしの文化、生活文化でございますとか国民娯楽等を含むワーキング・グループにおきまして、新たに設置して御議論いただいて、それを文化政策部会に報告する。また、それ以外に既に分科会がある日本語教育でございますとか著作権、有形文化財などについては、各分科会においても御議論いただくことを予定しております。

具体的に、基本計画として御議論いただきたい骨格でございますが、5ページを御覧いただければと思います。先ほど御説明いたしましたように、一般的に基本計画というのは、中長期的な観点、そして今後数年間、例えば 5 年間の文化芸術政策の基本的な方向性、そしてその手段としての施策というような形になっております。

例えば、7ページ、8ページに、これまでの文化芸術の基本方針の構造や教育振興基本計画、スポーツ基本計画の構造が出ております。最近の基本計画ですと、8ページにございますスポーツ基本計画を御覧いただければと思いますが、8ページの右側にございますが、第2章として、中長期的なスポーツ政策の基本方針、人生が変わる、社会を変える、世界とつながる、未来を創る、そして第3章として、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策ということで、4つの政策目標と20の施策目標と、そして第4章として、そのために必要な事項ということを定めております。

また、左側の教育振興基本計画におきましても、現在、教育振興基本計画、第 3 次の教育振興基本計画を策定中でございまして、この文化の芸術推進基本計画と同じ時期に閣議決定を予定しておりますが、現在の第 2 期におきましても 4 つの基本的方向性と、5 年間に実施すべき教育上の方策、8 つの成果目標と 30 の基本施策というような形の構造になっております。

そういうことも踏まえまして、5ページにございますように、基本計画として検討の土台として、先生方には今後の文化芸術施策の目指すべき姿、中長期的観点というのを御議論いただいた上で、今後数年間、例えば 5年間の文化芸術施策の基本的方向性として、どういう方向性があるのか、具体的に精選した目標、これが 20 も 30 も目標があると、何を目標にしたらいいかというのが分かりにくいので、恐らく数個だとは思うんですが、目標が幾つかあって、それに基づいて具体的にその政策の進捗状況がどう行っているのかという

ようなことを測るための指標を、データ等をお示しいただければと思います。また、その 目標についての施策というのを各個別ワーキング・グループを中心に御議論いただきまし て、それを全体として計画にしていきたいと思っております。

ただ、この政策につきましては、評価・検証も必要になっております。次の 6 ページをお開きいただければと思いますが、政策の立案を一番上のプランということでした後に、施策を実施していきますが、この基本的方向性について精選した目標・指標に基づきまして、年度ごとに評価・検証をすることが必要だと思っております。他の基本計画におきましても年度ごとにフォローアップを実施しております。

また、中間年、例えば5年間でございますと、3年目などには中間評価を実施いたしまして、その中間評価というのを、左上にございますように次の基本計画の策定のための材料として生かすというようなこともしております。その際、指標又は評価・検証に当たって、各種の情報・データが足りない場合には、その期間中の、例えば第 1 期間中に収集・分析をして調査研究を充実するなどによりまして、データ等を集め増していくというような取組も必要になってくるかと思います。そういう形で、政策の評価・検証サイクルというのも確立するというのも、先ほど申し上げた第 4 の検討事項ということでお示しさせていただいておりまして、これを合わせて全体として計画の骨格にしていければと思っております。

最後に、関連した今までの参考となるようなデータについて御説明させていただきたいと思います。まず、近いところで参考資料 1-2 をお開きいただければと思いますが、ここに示しているのは、中身は新・文化庁の組織体制の整備と、どちらかというと本格移転をどうしていくかという話でございますが、この中に文化庁の機能強化はどうあるべきか、また文化芸術基本法の施行ということで、それについてどうやっていくのかということが書いてあります。

例えば今後の新・文化庁の組織体制といたしまして、2ページ、お開きいただければと思いますが、今の文化庁の課題といたしまして、2ページの下の方に、規制や助成などの執行業務が多くを占め、機動的な政策立案が困難であると、文化芸術概念の拡張への対応と、資源としての活用策が不十分であると、政策の基盤となる調査研究や効果分析が不十分であるというような課題分析の上で、組織改革の方向性としては、3ページの上の方からございますように、科学技術と融合した文化創造、若者文化の萌芽(ほうが)支援など新文化創造でございますとか、食文化等々の生活文化など、複合領域の文化芸術振興、近現代の文化遺産や美術への対応、地方創生、あとその下にございます基盤充実として、教育・体験の充実を通じた多様な文化芸術人材の育成でございますとか、障害者、高齢者、外国人をはじめ文化芸術アクセスの拡大等々、あと文化政策形成機能の強化として、国内外への日本文化の戦略的発信とかデータの収集・分析等々ということを踏まえて、今後、新・文化庁への組織改革は、縦割りを越えた開放的・機動的な集団形成をしていくというような方向性が示されております。これは組織の方向性でございますが、言ってみれば一種、政

策の方向性の新しい部分、これまでやってきた部分というのは当然あるわけでございますが、新しくやる部分についても、こういうことを考えていこうということが出ております。

また、机上配布資料の中で、第 4 次基本方針をお開きいただければと思いますが、第 4 次基本方針の中の 5 ページには、我が国が目指す文化芸術立国の姿といたしまして、今の組織の話とも関連してきますが、子供から高齢者まであらゆる人々が我が国の様々な場で創作活動へ参加・鑑賞・体験できる機会等を、国や地方公共団体はもとより芸術家等々、様々な民間主体が提供しているということでございますとか、世界に誇る日本各地の文化力を生かしながら、文化プログラムの全国展開がなされているとか、あと被災地からは力強く復興している姿を、また地域の文化芸術を一体となって国内外へ発信しているとか、あと文化芸術関係の新たな雇用や産業が現在も大幅に創出されているというような立国の今後目指すべき姿が示されるとともに、12 ページの成果目標、成果指標として、第 4 次基本方針、国民の誇りとして文化芸術が広く挙げられている。また、地域の文化的環境に対して満足する国民の割合が上昇している。寄附文化が醸成していると。文化芸術の鑑賞活動・創作活動が広がっている。あと訪日したり、情報にアクセスしたりする状況を出すということも書かれております。

その後に、重要戦略として、1つ目から5つ目までの5年間の方向性が示されているというような構造になっております。これも参考にしていただければと思っております。

また、平成 28 年 11 月に出されました緊急提言も、その後ろに冊子としてとじておりますが、そこの緊急提言の 4 ページでは、文化庁の目指すべき姿、文化政策の目指すべき姿ということで、やはり文化政策の目指すべき姿として、あらゆる人々や場面をつなぐ、新しい文化の創造、社会的・経済的価値への波及による好循環の創出、世界水準の文化芸術の創造と世界への発信・交流、文化芸術の担い手が継続的に活動できる環境の整備などが御指摘されておるところでございます。こういうものを基盤にして、今後、御議論いただければと思っております。

具体的な論点につきましては、資料2-2を御覧いただければと思います。

検討事項の 1 といたしましては、今、大分、御説明させていただいたんですが、主な論点として、まず基本計画、通例 5 年程度なんですが、今度の第 1 期の文化芸術推進基本計画について、何年間とするべきかと。今のところ事務局では 2020 年を中間年とする 2018 年度から 2022 年度までの 5 年間とするのがよいのではないかと考えておりますが、これについて御意見いただければと思っております。

また、基本計画における中長期的な観点としての今後の文化芸術政策の目指すべき姿につきまして、第 4 次基本方針で示されている事項というのは重要でございますので、そういうのを踏まえるべきということと、あと改正基本法の全文などや、また、緊急提言などを踏まえるべきではないかということ。

それ以外にも改正基本法で,基本理念に追加された事項でございますとか,改正基本法 の前文,総則に盛り込まれた事項というのも踏まえて作成していくことが必要ではないか と考えておりますが、これについて御議論いただければと思います。

2ページ目は、検討事項の2の今後5年間にするかどうかというのも議論なのですが、5年間の文化芸術政策の基本的な方向性について、どのように考えるべきかということで、基本的な方向性として、これも第4次基本方針で示されている内容に加えまして、改正基本法や昨年11月の緊急提言、また、移転協議会で示された文化庁の機能強化の方向性、最近の骨太の方針などの文化関係の記載ぶりなどを踏まえるべきではないかということでございますとか、その方向性についてはある程度カテゴライズして、事項の数をある程度絞って示すことでよいのかということ。

また、文化による国家ブランド戦略の構築等、文化 GDP の拡大に向けた取組など、文化 政策に対する社会的・経済的な期待というのも留意すべきではないかということ。

あと、文化プログラムの戦略的な推進という観点で、プログラム実施に伴う有形・無形なレガシーということも考えるべきではないかというようなことでございますとか、重点施策と重点戦略というような形で、重点というものと重点じゃないものを分けるべきか、分けないべきかということ、そういうことについて骨格として御意見をいただければと思います。

検討事項の 3 は、この施策を各個別のワーキング・グループでございますとか分科会で 議論する際に、文化庁の施策だけではなくて、関係省庁の関連施策や今回、基本法で加わ りました基本的施策に、例示として追加された事項、こういうことも含めて考えるべきで はないかということについてどう思うかということでございます。

最後になりますが、4ページ目でございますが、検討事項の4といたしましてお示ししていたことにつきまして、評価・検証サイクルということにつきまして、文化芸術の固有の意義と価値に留意しつつも、文化政策のPDCAサイクルというような言い方が適切かどうかというのはあるんですが、きちっと政策の立案・実施・評価・検証、新たな政策への反映というようなサイクルというのを、この計画上もきちっと確立すべきではないかということと、年度ごとにしっかりフォローアップというのを文化政策部会においてして、公表する。そして中間年には中間評価を実施して、次期の計画の策定に生かす、そういうサイクルを確定すべきじゃないかということや、進捗状況の評価・検証に当たっての留意点として、やはり文化芸術の各分野の特性に留意する必要があるだろうと。さらには、定量的な評価というようなものだけじゃなくて、定性的な評価も適宜活用して、しっかり質的側面を含む評価・検証を行えるようなことを目指していくべきではないかということ。

進捗状況の評価・検証に当たっては、個別の施策ではなくて、政策全体を対象とすることとし、今後 5 年間の文化芸術政策の基本的な方向性を対象に、進捗状況を適切に確認する必要があるのではないかということ。

また,進捗状況の評価に当たっては,精選した目標及び指標を設定すべきで,網羅的に やるべきではないのではないかということ。また,進捗状況の評価・検証を適切に行うに 当たって,データ等に不足があるのであれば,今後エビデンスを増やすための努力を文化 庁としてもしていく必要があるのではないかというようなことについて、主な論点として 挙げております。

もちろんこれ以外に論点としてあり得るものもあるかと思いますが、こういうものについて先生方の御意見を頂いて、事務方の方で整理をしていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

私の方からは以上でございます。

【熊倉座長】 ありがとうございます。たくさんあり過ぎて、一遍には片付けられないかと思いますが、順々に考えて。

【井上文部科学戦略官】 そうですね。それで、本日は特に検討事項 1, 2, 4 をこの基本計画ワーキング・グループでは進めていただきたいと思います。特に 1 の部分について御意見を頂ければ幸いでございます。

【熊倉座長】 そこまで進むといいですが、まず最初に、今日こちらでお示しいただきました、これからの検討の方法についてですが、ざっと見ていただいて、いかがでしょうか。政策部会では全く言及されていなかったようなことも含まれているかと思いますが。

例えば 3 ページのスケジュール案,なかなかタイトなスケジュールですが,この基本計画ワーキングは現在設定されている 7・8 月の 3 回しか開かれないことになっています。このスケジュールでは。また、4 ページを見ていただきますと、基本計画ワーキングとは別に、なぜか分野別の芸術ジャンルごとのワーキング・グループが設定されていて、それは 9 月に開かれることになっていて、3 ページのスケジュールを見ますと、我々の基本計画ワーキングでは、この 2 ページの右上の四角、文化政策部会における具体的な検討事項ということで、この 3 番目の検討事項、今後 5 年間に取り組むべき基本的な施策については、分野別の分科会が検討すると。そして、この基本計画ワーキングには戻されることなく、もうあとは政策部会で直接、議論ということになるという計画のように見えるのですが、この基本計画ワーキングとして、(3) に基本的な施策、今後 5 年間、何をすべきか、重点的に4 つか、せいぜい10 個行かないぐらいの目標みたいなものの数の御提示もありましたが、それを考えるのはここの仕事ではないらしいという設計になっておりますが。

三好委員、いかがでしょうか。

【三好委員】 部会長御指摘のように、限られた時間の中で議論しなくてはいけないので、どこから検討していいかというのは、迷っているところであります。と言いつつ、基本的なところをもう一回確認したい。資料2-1の1枚めくった2ページ目、諮問の背景というのが出ています。そもそも私の理解としては、法律が変わって、今まで振興基本法で基本方針となっていたものが、新しく基本計画に変わったので、今までの基本方針として定めてきたことについて、今回、新たに法律が変わって基本計画になったことによって、何をどう変える必要があるのかというのが、まず1つスタートとしてあるのではないかと思っています。それに関連して、基本計画が書かれているのが法律の7条2項は、言葉は「基本方針」から「基本計画」に変わったのと、「計画的に」という言葉は確かに入って

いるんですが、その決めるべき事項そのものが決まっていない、法律上書かれていないということなので、やはりそこの何を基本計画として定めるべきかというところをまず決めていくことが重要ではないかなと思っております。

ということで、先ほど資料 2-2 でお示しいただいた検討事項の1 若しくは 4 ですか、この辺の、今の基本方針は、もともと 2020 オリンピックも踏まえた上で、基本方針が作られているはずなので、多少の変化はあるかもしれないけど、そんな大きな状況変化は多分ないはずなので、重点的に議論すべきことは、計画として定める事項は何なのかというのを、この際はっきりさせるということと、それから昨年の緊急提言の中でもありました。文化庁の機能強化の話ですが、これは場合によっては組織論にまで及んできますが、その組織論までも、この基本計画の中に盛り込むべきかどうかということも非常に重要な話だと思うので、そこを議論する必要があると思っています。

結論的に言うと、盛り込むべき事項をまずはっきりさせるということと、文化庁そのものについて、どこまで議論の対象にするかということは決めておく必要があるかなという、その2点。

【井上文部科学戦略官】 法律の新旧対照表を御覧いただければと思いますが、この文 化芸術基本方針と、文化芸術推進基本計画で何が変わってきたかといいますと、線が引っ 張ってあるところが変わっております。

具体的には、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針というのが、従前の基本的な方針でございました。それが今回、これは全部、法律上、全てそうなっているんですが、第7条のところで、「政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」ということで、国会の中の御議論の中では、この意味するところは、今までの文化芸術そのものの振興に関する施策だけではなくて、各関係府省庁がやっているような観光やまちづくり、国際交流等々の文化芸術関連政策も含めた総合的かつ計画的な推進計画を定めなければならないということが法律で定まっているというような理解でございました。

何を文化芸術基本計画の中で定めるということについては、これは 2 項で書いてございます。第 7 条の 2 項、法律上は、基本方針におきましては、「文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項」としか書いていないんですが、ここの部分については、文化芸術推進基本計画の 2 項のところはいじってございません。すなわち、基本的な事項その他必要な事項について定めるものとするということになっておりますので、内容的には基本方針のところが参考になると思いますが、ただ、どこまでの範囲を書くかということについては、従前の文化芸術の振興に関する施策のみならず、文化芸術に関するということで、関係府省庁の文化芸術関連施策、例えば観光庁がやっているようなものでも、文化芸術に極めて関連するものや、国土交通省がやっているもので関係するもの、そういうものも含めていくということで、法律はできております。

ですが、あと文化庁の組織についてどう書くかということについては、特にここでは定

められておりませんが、書くことは法律上、排除されるものではないということでございます。ただ、組織については、最終的に、御承知のとおり予算と同様に要求して、定員を付けるとかそういうことの作業が必要になりますので、ここに書いたからといって達成されるものではないということでございます。

【三好委員】 今の話で分からないところがあるのですが、確かに法律改正そのものは、 文化振興というのを文化に関する施策に変えたということですが、それが今の御説明だと、 単にそこに観光とかほかの要素が加わったから変えたというだけの説明にしか聞こえない。そうではなくて、もともと議論されたのは、文化政策そのものを深めることも、法律 改正の意図の中にあったはず。な私が申し上げたのは、その深めるというところが基本方 針と計画でどう変わるのかという、多分そこは言葉として書かれてはいないが、基本方針 を基本計画に変えるということは、そこを深めていくという意図があるのではないかとい うことをさっき申し上げたのです。

【井上文部科学戦略官】 両方ございます。先ほど言いましたように、こちらで新たな文化芸術基本法の成立のところで、新しい文化芸術基本法の成立の趣旨として、2つございまして私が先ほど申し上げたのは、法律の範囲、法律の射程が広がったということが 1 つでございますが、今、三好委員がおっしゃった意味で、深めるという部分についても当然、意識しておりまして、特に前文等でも変わっておりますが、「文化芸術により生み出される様々な価値」、法律上はそう書いてございますが、意図するところは、公共的・社会的・経済的価値、経済的価値にとどまらないんですが、そういうものというのをまた文化芸術の振興でございますとか推進に生かしていく、創造に生かしていく、そういうサイクルを作っていくという意味で、深めるというのは当然、新たな要素として加わっているんですが、ただ、その深め方をどうしていくかというのは、まさに委員の皆様方で御議論いただきたいところです。

私どもとしては、範囲は広がるんですが、当然、今までの文化芸術のそのものの振興についても、更に充実していく必要があると思っておりまして、そこの深め方についても当然、基本計画の射程に入っていくかと思っております。

【熊倉座長】 ですので、もちろん文化芸術そのものの振興をしなくなるというわけではないので、それは当然行うとして、ただ、やはりこの法律第7条の全般にわたってですが、この「振興」が取れて、「文化芸術に関する」となったときに、本当に何を指すのかというのは、とても射程が広くなります。

それで例えば重点目標の中に、文化庁の機能のことを盛り込んだりすることもあり得るかもしれない。それから、今のお話だと、もっと他省庁との連携などについても盛り込むべきなのではないかという気もしますが、この基本方針でたくさん重点戦略があって、あれを全て政策部会でやれと言ったわけではなくて、もろもろ文化庁さんがやりたいことがたくさん盛り込まれていたかと思いますが、書いていないとできないというわけではないけれども、大きな問題としては、その辺を、非常に総花的だった基本方針を基本計画では

どのようにしていかなくてはいけないのかというようなことも, そもそものところで 1 個 考えなきゃいけない問題かという気もいたします。

【井上文部科学戦略官】 あと、先ほど熊倉座長からございましたが、もし分野別分科会・ワーキングの後に、先生の時間があって、この基本計画ワーキング・グループを開くという御意向があるのであれば、それは開催することは全然構わないと思っております。

【熊倉座長】 はい、吉本委員。

【吉本委員】 まず、三好さんが御質問いただいた基本的な方針と基本計画と何が変わるのかということについて、私の解釈は、この資料の2-1の2ページ目の右上にある(4)のところです。つまり評価・検証ということで、例えば目標となる指標を幾つか出すということがあった場合に、それが果たして達成されたのか、されていないのかということをしっかり検証するということが基本計画では重要ではないかと思います。今は5年間という提案になっていますけれども、5年でやるとしたらちょうど真ん中は2020年になると思いますが、中間で1回検証して、5年たったときに検証して、それで達成できなかったのであれば、何が原因で達成できなかったのかということを評価し、その次の基本計画に反映させていく、というイメージです。

あるいは、この資料の中にはありませんが、場合によっては工程表のようなものを作った方がいいかもしれません。基本的な方針はこうやりましょうというか、こうやりたいというかだったのですが、じゃあ、それが本当にできたのかどうかということをしっかり検証しながらやるというのが、この基本計画かと私は解釈していました。なので、この(4)がきっと相当重要ではないかと思いました。

それからもう一つ, さっきの井上さんの御説明で私が思ったのは, 他省庁との連携とかいうことをもっと踏み込んで, 例えば国際交流基金はもっとこういうことをやるべきだということをこの中に書いてもいいと私は理解したのですが, そういう理解で間違いないですか。外務省の文化交流はもっとこうやるべきだとか。

【井上文部科学戦略官】 御意見は頂きたい。ただ、そこはまた向こうは独立して主体があります。文化審議会に御意見を聞いて、文部科学大臣が基本計画の案を作成するとなっております。最終的に決定するまでに、文化芸術推進会議と申しました連絡調整会議で連絡調整すると。当然、その前に、我々、事務的に調整して、国際交流基金の方で、御提言いただいた内容について御了解いただいて盛り込むということができれば、それは外務省を通じて調整することになると思いますが、何でもかんでも言えるというものではないですが、言えます。

【吉本委員】 言えるというわけですよね。言えるか、言えないかということでいえば。 【井上文部科学戦略官】 はい。

【吉本委員】 ですから、今の話でいうと、例えば外務省の国際交流基金の評価委員を 私やらせてもらっているのですが、独法って年々、交付金がどんどん下がっていて、それ をカバーするために、フランスでやる「ジャポニスム」展で、別途数十億の予算を付ける ことで事業費を確保するというような変則的な形になっていたりするということが起こっています。だから国際交流基金の側から見ても、この文化の基本計画の中でこういうことを言ってもらえると、彼らもやりやすくなることを、この中に盛り込んでいっていくのが、私は省庁全体で文化に関することを推進していくということにつながるのではないかと思います。

それは観光しかり、それから国交省のやっている地域振興しかりだと思いますので、今までは文化庁の政策を中心に、見てきたわけですけど、そうなると、ほかの省庁がやっている文化芸術に関連する施策は何があるのかということをここの俎上(そじょう)に乗せ、一緒に議論することをしないと、そこまで踏み込んでこの計画を作っていくことはできないのではないかと思います。なので、できれば、次回にでも、そのあたりの資料を是非、御用意いただきたいと思います。

それともう一点,これは質問になりますが,同じ資料の5ページ目に中期的視点があり,その次に方向性として,これは目標は4つになるのか5つになるのか分かりませんけど,それぞれの指標があり,その下に具体的な施策群がぶら下がるという構造で,このとおりできたらすばらしいと思いますが,なかなかこの整理の仕方は結構難しいのではないかと感じています。

同じ資料の8ページ目の右側にあるスポーツ基本計画第2章の基本方針のところに、人生が変わる、社会を変えるうんぬんとありますけど、これはスポーツを文化芸術に変えても全く同じことが言えるのではないかというような項目になっていますが、その第2章でここに人生が変わる、社会が変わると、こう4つありますけども、その次の第3章の4つの施策目標、20の政策目標がここに入っているんですが、これはその人生、社会、世界、未来の下にぶら下がるようになっているのでしょうか。

つまり私がお尋ねしたいのは、スポーツの方の施策で何かこういうことをやりますといったときに、その 1 つの施策はある意味で世界とつながることにもなるし、ある意味で人生を変えることになるし、だからこの体系をきれいに整理するということが何かすごく難しいのではないかと思います。ですので、施策の全体像を先に出して、それをその前のところでどのように整理して見せていくのかという、そこは両方を行き来しながらやらないと、うまくまとまらないと思いました。

【井上文部科学戦略官】 今、スポーツ基本計画の概要を見ますと、政策目標ということで、4つ政策目標が書かれていまして、その下に、例えば政策目標がライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行うということで、成人のスポーツ実施率を週1回以上65%程度、週3回以上30%程度にするということで、その施策がだーっと流れているということでございまして、あとそれ以外でもそうなんですが、施策のレベルになりますと、場合によっては重なりがあるところがあると思いますが、一応メインとしては、一応それぞれ何か矢印は一つ一つに対応するようにしていますね。

【吉本委員】 そうですか。人生の下に1つ目標があり……。

【井上文部科学戦略官】 そうですね。

【吉本委員】 その下に施策があるわけですね。

【井上文部科学戦略官】 細かく見ると、もしかしたら施策レベルでこことここの政策目標に重なるという場合もあるかもしれないんですが、ただ一応メインのところに書き切るというような整理はできています。

文化の場合も、おっしゃるように完全にツリーにしているというのを、これはこの目標のための、これはこの施策はこの目標のためのというのが果たしてできるかどうかというのは、おっしゃるようにいろいろ議論があるところだと思うんですが、大まかに言って、この施策はこの目標を達成するためがメインだろうとか、そういうような形で分類していって、最終的に基本計画は国民に提示していくものなので、分かりやすくしていくということも重要で、あとは関係者の方々にも分かりやすくする。あとは、後で進捗管理というのをしていく上で、適切な管理しやすい形にしていくというのも必要だと思いますので、なるべく分かりやすい形を作っていただければと思います。

その上で、施策とやりとりしながらやらなきゃいけないというのは御指摘のとおりだと 思います。

【湯浅委員】 今、吉本さんがおっしゃったことはそのとおりだと思いますが、別の会議で、文科省の政策評価の委員をさせていただいていて、そこでの議論というのが、文科省全体の多分この基本計画の上位の政策と、それに対しての目標、指標というのを作られていて、その指標が集まったデータについて、またコメントしたりとかなのですが、今、一番の文化庁の問題ではないかと、ここ 2 年ぐらい会議に出ていて思っているのは、施策自体の体系化がうまくいけていないのではないかと思います。

来年度の事前評価指示軸というのを今、立てられていますが、そもそもの体系化がうまくいっていないので、評価軸も立てにくい。目標がとてもあやふやで、ざっくりしているので、分かりにくいのです。

多分これを配っていただいた方がいいと思うんですけれども、これはスポーツ庁が昨年、 基本計画を立てたことによって、その前の旧政策の体系が同じように漠として、体系化されていなかったものを、新しい体系に政策レベルでしているのですが、それを支えていく のが基本計画なのです。

多分これは、計画書の書き方だと思いますが、大事なのはこの 3 章のところの、どのように目標を立てていったか。多分 2 章というのは、目指す方向性という大きなところだと思うんです。恐らく 1 つ例でいくと、施策目標の 1 つが、前は「子供の体力向上」というとてもざっくりしていました。それで目標が立てにくかったのですが、新しい目標としては、「スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大」。そうすると、する人、見る人、支える人というのが明確になっていて、そのための人材育成と場の充実と書かれています。

今度それを、じゃあ、実現するための基本計画が、やっぱりそれは必ずパラレルにとい

うか、1対1ではいかなくて、複合的にこれを実現させていくんですけれども、体系化じゃないかと思うんですが、私もちょっと質問したいのが、このディスカッションというのは基本計画の方向性を付けていくということだと思うんですが、多分、同時にこの政策目標についても、スポーツ庁がやられたようにもう一歩踏み込んだものを2019年度に向けて作っていくと思いますが、プロセスとしては、どっちが先というか、恐らくここの大きな目標というのは、先ほどのものに近いですよね。これをするために目標があるということだと思いますが。

【井上文部科学戦略官】 これも同様ですが、基本、スポーツの方も、スポーツ基本計画を受けてそういう政策目標を定めるとなっていまして、スポーツ基本計画じゃなくて文化芸術推進基本計画の話と、この文部科学省の使命とか政策目標の話がずれるというのは、文化庁というか、あんまりないのかなとは思っておりますので、同時並行的に当然、作っていく。最終的には期を一にするようにしていかなくてはいけないと思っています。

文化芸術推進基本計画推進の主な担い手となる文化庁の使命、ミッションとか目標が全 然違う方向というのはおかしいと思いますので、そこは整理していく必要があると思いま す。

【熊倉座長】 評価の方法などに関しては少し後の議論でもいいと思いますが、それにしても、例えばこの 4 つの目標、この今お配りいただいたような、こういうようなことを誰が決めるんですか。

【湯浅委員】 多分,今現状の体系ありますよね。それも資料でこの施策の目標,12の1や,その下に中期的アウトカムで,今まで書いてあるものを共有されると,現状どんな感じで体系化されていなくて,もしかしたらもっとこれをこうやったら体系化できるのかなという話につながるのかと思ういます。

【熊倉座長】 あと参考までに、是非、スポーツ基本計画の冊子も。この間、頂きましたっけ。

【髙田企画調整官】 前回、皆様にスポーツ振興基本計画の冊子とありましたように、 今度からこの中に入れるようにします。

【熊倉座長】 取りあえず進め方とか、何を決めるのかとかいう、そもそも我々の役割 や、この基本計画策定の仕方に関して、そのほかに。

【井上文部科学戦略官】 基本的な方向性が非常に、そこが目標設定になりますので、重要なので、私どもの方でもいろいろ議論は内部でもしておりますので、今後、必要があれば案を提示させていただいて、それを基に具体的に御議論いただくでも構いませんし、先生方の方からも、この場でも結構ですし、メール等でも、こういう目標の立て方があるのではないかというようなことでも構いません。

ちなみに、平成26年度の文部科学省の使命と政策目標で、文化の部分というのは結構、 縦割りでした。芸術文化の振興、文化財の保存及び活用の充実、日本文化の発信及び国際 文化交流の推進、あと文化芸術振興のための基盤の充実という形になっておりまして、文 化部,文化財部,官房,官房国際がやることというような,何かそういう。それとあと基盤の独法がやっていることの形になっておりますが,今の移転協議会の報告や昨年の緊急提言というようなことを考えると,もう少し組織ですとか使命も含めて,機能・目的別にした方がいいのではないかという御提言が多くなってきているようでございます。

【大和委員】 基本法の改正事業に加わった関係で意見を申し上げたいんですけれども、この改正の議論、ここに書いてありますが、やはりこれ以外の状況という背景を考えていった場合、最初、3年ぐらい前から食文化を入れてくださいという議論がまずありました。これがスタート。これは実は氷山の一角。それでどうなったかというと、やはり基本的には15年前に法律できた直後から、文化に関する関連法がいろいろできてきました。それは知財基本法、コンテンツ振興法、その他文化庁の所掌範囲外、余りやっていなかった事業で文化関連のものの振興策がいろんな形で違う省庁でやられるようになりました。

そういう経緯の中で、文化行政としてどこまでやるのかという基本的な問題はあったんだろうということがあって、多分、今回の法律改正及び今回の基本計画でその対象をどうするかということと、吉本さんがおっしゃっていた例えばその問題とか、あとこれまでの施策を深めるという問題。今まで文化庁の文化政策は、文化活動を中心に捉えている考え方が中心で、文化芸術を業としてとらえる考え方をきちっと入れないと、振興の本当の意味、効果も出てき得ない。そうすると初めて検証の資料とか統計資料の必要性とか、そういう問題もきっちり出てくるし、目標もはっきりしてくることになります。やはり基本的方向性の中に、今言った業のこととか、具体的に言うと、今、文化庁の施策の中では、細かいですけど次世代の育成ということで、子供たちの芸術体験と専門家育成が一緒に施策体系の中に入っているんですね。これは明確に分けるべきだしとか、そういう議論は絶対しなきゃいけないし、深まるだけじゃなくて、視角を多角的になれるし、これは今ある施策体系をもう一度、見直す議論はあるのだろうと思いますので、そこも含んだ形の取り込みを基本計画にしていくということが重要なんじゃないか。これが大きく変わるところじゃないか。4だけではなく、具体的な深まりの問題をどうしていくか。

【湯浅委員】 その関係で、この進め方でもう一度確認をしたいのですが、分野別の分科会を作るというところで、さっき熊倉先生がおっしゃっていた、そこの分野別の分科会の議論の目的というか、何をするのか。この資料でいくと、今後 5 年間に取り組むべき基本的な施策について、各分野ごとにディスカッションしてもらったものが反映されるということだと思いますが、例えば今おっしゃったように、子供たちの育成とか、又は人材育成とか、そういう分野の縦割りじゃなくて、もっと大きなフレームワークとして整理をするというやり方もあると思います。

それのほかに、各芸術団体で各分野からのまたヒアリングもあるんだと思いますが、そこら辺の関係性、どういった議論をしていくのか。課題を吸い上げるものではないのです。 これでいくと、施策を提案してもらうということだと、より包括的な方向性とか、従来と は違う方向性が出にくいのかなとも思います。

【熊倉座長】 どうしてこういうワーキング・グループのデザインになったのか、何か 振興が取れたことで振興してもらった方々に大きな不安がありそうなことは、もちろん分 かりますので,それはそれで,もちろん御意見を言っていただくのもいいですが,今のデ ザインだと二重になっています。ワーキング、芸術分野ごとしかない。そしてもちろん文 化政策部会の方にいらしていただくのも芸術文化団体ということで、これはこれでもちろ んやっていただいて、是非それぞれの分野での厳しい状況とか、未来展望とかをお話し合 いいただいて、建設的な、予算が足りないという話ばかりじゃなくて、きっと建設的なビ ジョンを頂けるんじゃないかと深く期待いたしますが,ただ,これまでのこの法律改正の 趣旨からすると,例えばこの基本計画ワーキングの下に,例えば観光についてどうなのか とか、教育についてはどうなのかとか、あるいは社会包摂が今回、大きく、より具体的に 言及されているのが4次基本方針,3次のときからもそうですし,3次,4次,そして緊急 提言でも、より具体的になったんですけれども、そういう多角的な社会包摂を各分野でど のように取り組んでいて、どういうことが政策的な課題としてあり得るのかみたいなこと を話し合うのかな,あるいはさんざん4次基本方針を作るときに,他分野でデザイン分野, 残念ながら今、委員の中からはデザイン分野を代表する人がいなくなってしまいましたけ れども、そういったような事柄であるのかなと、何となく漠として思っていて、何かそう いうような方向性で、例えばこのワーキング・グループにどういう委員を入れたらいいか 意見をくださいというふうに前回、政策部会の後に言われたと思うんですが、何かそうい うイメージだったかと。

【井上文部科学戦略官】 御説明させていただきますと、まず、分野別分科会とかワーキング・グループと文化芸術団体からのヒアリングの関係でございますが、分野別分科会とかワーキング・グループにつきましては、ここにございますような具体的な検討事項と、検討事項の3にございます主な論点、これは主な論点なので、それ以外でも結構ですが、今回、改正基本法で加えたようなことも踏まえて、ここの基本計画で踏まえた目指すべき姿や今後の目標などを踏まえて、それぞれの分野ごとにどういうことが施策として重要だと考えているかということについて御議論いただいて、提案していただく。

その上で、それをどうするかというのは、私は文化政策部会でこなしていただこうかと思いましたが、ここのワーキング・グループをもう一回開くというのは結構でございます。あと、横断的な施策等については、当然、目標など目指すべき姿のところに入ってくると思います。その中で、こういう観点で新しい施策とかが必要だというのは、まさにここの基本計画ワーキング・グループの中で、御提案いただいて、大まかにこの基本計画ワーキング・グループは1、2、4 についてということですが、3 についても、冒頭申し上げましたが、御議論いただいても結構でございまして、この中の3 の中には、今、熊倉座長がおっしゃったような社会包摂ですとか、あと多様性というのは含まれてくると思います。

それはまた個別の中でも,多様性とか社会包摂の観点からの御提案もされると思います ので,そういうのも統合した上で,文化政策部会で一体的に御議論いただければと思って おりますが、もしこういう中で社会包摂ですとか、あと多様性について議論を深めたいということであれば、ヒアリングをすることは十分可能でございますし、分野別分科会、ワーキング・グループの後に、各分科会での個別の提言を受けて、この基本計画ワーキング・グループを1回、文化政策部会の第4回の前に開くというのも可能でございます。そういうことを踏まえて議論していただきたいと思っています。

また、文化芸術団体からのヒアリングというのは、これは済みません、1 つ書き忘れましたが、文化芸術団体からだけではなくて、今回、基本法の中では、関係者との連携・協働というのが重視されております。そして、わざわざ民間事業者という概念が新たに出ております。この文化芸術団体というのは、決して大和さんのところの芸団協とか、あといわゆる実演家団体だけではなくて、著作権団体とかだけではなくて、広く NPO 等も含みます。場合によっては営利事業の会社等も、文化芸術を目的とするのであれば、法律上文化芸術団体には入るということで、ただ、それ以外にも民間事業者として、例えば不動産業、また観光業をメインとしながらも、文化に深く関わっている会社というのが世界の中にも我が国の中にもございますので、そういうところからも広く御意見を聴取する必要があるかと思っております。

当然ながら、芸術家などからの御意見を聞いた方がいいということがあれば、どなたか御推薦もあれば、時間が許す限りヒアリングをさせていただければと思っておりまして、広く今回、関係者との連携・協働というのが基本法の中でも位置付けられましたので、なるべく関係の方々からもこの分野別の施策だけではなくて、こういう基本計画の骨格の在り方について、基本的な考え方について御意見を頂いた上で、中間報告をまとめていきたいという趣旨でございます。

【熊倉座長】 山出委員、松田委員、いかがでしょうか。

【松田委員】 先ほど吉本委員もおっしゃっていましたが, 1, 2, 3, 4 の中で, 私は 4 がかなり重要になるのではないかと思っております。

PDCA の中で評価・検証を行う、しかもそれは文化政策部会がこの先、毎年検証して、それに基づいて施策の調整を行っていくという話だと思いますが、その評価・検証の基準はしっかり議論した上で設定しないといけないと思います。

第 4 次基本方針でも幾つかの評価・検証のための指標は具体的な数字として示されていました。例えば、我が国の誇りとして文化・芸術を挙げる国民の割合を、現状 50.5%から 6 割にするという成果目標です。しかし、こうした目標が示されていたものの、正直、その後のフォローアップがなされていないと思いますので、今回の基本計画ではそれとはかなり異なった指標を盛り込むことになるのだと思います。

この数字をどのように設定するかにつきましては、そもそもそのような指標を設定するかにつきましては、かなり慎重かつ重要な判断が求められると思いますので我々基本計画ワーキング・グループでも 4 番の部分の議論はかなりの時間を割かねばならないと思います。7月から8月にかけて3回ワーキング・グループ会議がありますので、まずここでは1、

2,4 だけを考える,すなわち3 は後で検討するという判断は正しいのかと思いました。繰り返しますと、やはり4 には相当時間を割き、その後、3 を9 月末なり10 月頭に検討するという案に賛成いたします。

それから、この資料 2-1 の最後に、スポーツ基本計画とは別に、教育振興基本計画も出ています。構成しか示されていませんが、その構成は良いように思いました。第 1 部のⅢで「四つの基本的方向性」を示し、それを受ける形で、第 2 部では 4 つの基本的方向性に基づく 8 の成果目標と 30 の基本施策と書いてあります。まず全体の方向性を示して、それに沿って施策を立てるという形が明確に見える構造です。スポーツ基本計画についても先ほど同じような話が出ましたが、基本計画の構造を論理的なものにするということに賛成します。

要点だけを繰り返しますと、4の検討にしっかり時間を割くべきであり、そういう意味では、7月から8月にかけては3には踏み込まなくても良いのではないか。ただし、3はまた後ほどワーキング・グループが招集できるようであれば、是非、その場でしっかりと議論すればいいのではないかと、そのように考えております。

【熊倉座長】 逆に3がなくて4が話し合えるわけがないと私は思いますが、いかがでしょうか。もっとそれは例えば中間報告案の前とか、何をすべきかも決まらないのに、今後、改めて、第4次基本方針の策定に関わっていただいた委員の皆様方は記憶にあられるかと思いますが、第4次基本方針の策定に当たって、たしか河島委員から、第3次はどのぐらいできたのか、その評価指標があるのなら教えてほしいと言ったら、助成した助成先の事業団体から上がってきた膨大な量のPDCAの結果のレーダーチャートの山が上がってきて、文化庁自体は政策評価のPDCAはやっていないと。なので第4次基本方針からは、このように使われるといけないということで、PDCAという言葉を外しました。

でも今回、この基本計画できちんと政策における政策評価という意味での PDCA はもちろん行うべきですが、もう少しきちんとした指標、精査した数値目標を立てるべきではないかという御意見を頂いており、そうするには、どのあたりでやるのがいいのかという気がします。

【大和委員】 よろしいでしょうか。今の御意見の指標の問題ですが,文化庁が調査していないだけで,現実には諸統計があって,その再分析を一部やっている学者もありますし,文化芸術に関わる第 4 次基本方針で使った「文化に関する世論調査」より深いデータは既に存在しています。それで,文化庁の指標のある部分を,大体,政府統計は 5 年に一度という欠陥があるので,毎年のフォローはできないと思いますが,長期的には 5 年間ぐらいでの変化というのは見られるような,かなり深い精度のものがあります。ないということではなく,今現状であるものからスタートしていかないと多分,話にならないと思いますので,指標は指標で議論は成り立つと思います。4 の問題は 3 がなくてはできないという話ではないと思っています。

【井上文部科学戦略官】 確かに座長がおっしゃるように、4次方針のフォローアップと

いうので、どれぐらい達成されているかというのをきちっと見ていった上で計画を作っていくというのが重要だと思いますので、今後そういう資料も、この基本計画ワーキング・ グループの方に御提示させていただきたいと思っています。

今の段階でも、この 4 次方針の成果目標と成果指標が単純に数値的にどうなっているかというのは、我々の方でも把握はしていますが、それ以外に施策がどういうところに、インプットとアウトプットしかありませんが、どういうことをやっているのかは調べることができると思います。

その上で、私どもとしては、個別の施策と今後のスケジュールの中でこの基本計画を節目、節目でワーキング・グループをお開きいただければ、それはそれで幸いだとは思っていますが、是非ともまずは骨格につきまして早めに御議論いただいて、進めていただけたらと思います。

施策について、ないというようなこともございますが、それは新たに付加されたものとか社会的な要請について、分野別分科会とかワーキング・グループで御議論が出てくるとは思いますが、今までの 4 次の基本方針でございますような基本的な施策や、緊急提言で出されているような、ここについて重視していくべきではないかというような施策もございますので、是非参考にしていただきながら、1、2、4 についてこの 7・8 月で御議論いただき事務局の方で可能な限り案を作成させていただきますが、文化政策部会に 8 月 29 日に御報告いただけるようにお願いしたいと思います。

【湯浅委員】 要はこういった形で体系化していくところの道筋といいますか、指標ですが、今、文科省の方でも、ロジックモデルを入れていくというやり方をしています。

それで、教育の基本計画は今ロジックモデルを入れていくということで、まさにそのロジックモデルというのが体系化に役に立っていくと思いますが、文化の基本計画の中で、そのロジックモデルの手法を取り入れていくということについては、今そういうことを検討する余地があるのか、それともそういう手法は使わないでやるのかというところは全く議論されていないと思うので、共通の認識として議論したらいかがでしょうか。

【井上文部科学戦略官】 御指摘のように、現在、第3期の教育振興基本計画の策定を、中央教育審議会の教育振興基本計画部会でやっており、その中では第2期の教育振興基本計画が余りロジカルではなかったという反省の下に、ロジックモデルというような概念を用いて、きちんとツリー状にするというような手法が取られて、今それについての具体的な検討が各分野ごとになされております。

文化については、今回は第 1 期ですので、ある程度ロジカルにしていく必要があると思いますが、どこまでそれを追求するかと。また、ロジックモデルについて、まだ定着していないので、どこまでやるかというのはあるのですが、具体的な目指すべき姿、基本的な方向性があって、その下に施策があるという形でロジカルに国民の方々が理解できる計画を事務方としては目指していきたいとは思っております。それも含めて御議論いただければと思います。

【山出委員】 いいですか。

【熊倉座長】 はい,山出委員。

【山出委員】 何から話したらいいか、どこまで話したらいいか分からないから、まず立ち位置を知りましょうということだと思うのですが、これは問題点が分かりやすいと思いますが、平成26年度政策目標を見てもどの目標と達成度合いがどこにつながるかというクリティカルパスが見えないです。

なので、必ずそれには時間軸も必要になってくるし、どれとどれがどうつながっていくから、どのビジョンに直結していくんだ、どれがどのように改善していくのだということがないと、経営として成り立たないと感じるので、もう少し設計図になるといいと思います。ワーキング・グループは3回が7月、8月で、今までのいろいろなデータを見ながら数字を定めるということはできるかもしれませんが、本来であれば、分野別分科会のワーキング2回あるのでしたら、それは3のことについて話をするのでしょう。だったら、本来であれば順番どおりにやればいいのに、というようなこともあるから、何を話せばいいか、すごく上滑りするのではないかというようなことも含めて、どういう設計図を今、描こうとしているのかというのが、何かタスク中心で出されても何を話していいか分からないのではないか。

個別に話してもいいが、各論ばかりの話では結局どこに向かおうとしているのか見えないと思います。それを1回示してもらった方がいいのではないでしょうか。

【井上文部科学戦略官】 原案を次回、示させていただきます。

【杉浦政策課長】 今回の基本法の改正や各省との折衝等いろんなことをやらせてもらって、あと今、文化経済戦略特別チームという内閣官房のチームがあって、いつも悩んでいるところを率直に言うと、これがお役に立てるかどうかということですけど、先ほど大和さんからもお話があったように、コンテンツなどいろんな振興法が各省で出てきて、今、文化としてどこまでやるのだ、どうやるのだというのが本当によく分からない。『ポケモン』は文化か。文化と言う人もいらっしゃるし、あれは違うのではないか、はやりじゃないかと言う人もいらっしゃる。そのあたりのところで、文化庁は何をやるか、そして各省は何をやるか、どうやるかというのが今一つよく分からないまま、とにかく振興の名の下で、今行っているのが事実です。

例えば食文化,文化庁はずっと取り扱ってきませんでしたが,今回,ユネスコで初めて取り上げると。フランスは,100年も前にフランスの食とは何かということで教科書を作り,それから料理者のシェフの育成をやり,その体系のところはしっかり文化として育てて,そこから始まって100年,今の形を作っている。

業としてやるような役所と、うちのような文化庁のような価値付けをやるところというのはどうなのか。それで、文化庁は一体、何をやらないといけないのか。ここはコアとして、そして各省とどうつながっていくのか。これが見えないと、各省ばらばらになって国の施策としてはよくないので、この文化審議会は今まで文化活動、文化をやられる芸術家

の活動とか文化の活動が中心でしたが、もう今やそこを飛び越えて、今のような業をやっていらっしゃる方の中の文化、建物を造っている方の建設業の中の文化、そこまで入り込みますので、そこまで視野に入れたときに、どういう形の仕事がよくて、どのように整理をし、そして最後、どこに目標を作っているかという整理が要るのではないかと思っています。

おっしゃるとおり、設計図のような、どうやったら文化が育っていくかという大きなシナリオ、流れを作ってあげないと、慌てて国民の活動を増やしますとやってしまうと、昔に戻ってぐるぐる回るので、そこのあたりも、もし在り方論で議論できるのであれば、本当は有り難いと思っています。

ただ、それをやっていると、3回で済むのかという問題が出てきますが。

【吉本委員】 時間がなさ過ぎです。

【山出委員】 今の話の進みでいくと結果は同じことになると思います。数字を出しても評価のモデルはどうだといっても、結局そこに新しい仕事、やらなくてはいけないことが生まれるだけで、何のためにやっているか分からなくなる。実際に現場も、日本の文化の深度も、やはり本当に進むのかというところは見えないまま。その数字が達成されていようが達成されていなかろうが、そのまま進む。

そうならないためには、やはりどこはどうつながっているのか絵を作らなくてはいけないと思います。

【熊倉座長】 先に進む前に質問なのですが、先ほどから少し耳慣れない「業」としてのという、「業」とは何ですか。

【杉浦政策課長】 観光業とか建設業とか、産業分野、文化以外のそういったまとまりです。

【井上文部科学戦略官】 関連分野との連携という意味です。

【杉浦政策課長】 1%for アートみたいな運動とかも土木工事とか当然あり得るのですが、そういったものを、今まではどちらかというと提案はされていますが、実際施策として行えておらず、手付かずの状態なので、このあたりをどうするか、今それをやろうとすると、公共事業の方ではまず「それは無駄遣いだ」という議論から始まり、予算カットとなります。文化分野はほとんど反映されない状況から始まるので、その中でどのような形で日本はやっていくかを考えなくてはいけない。

【井上文部科学戦略官】 もう少し具体的な素材を出して議論していただかないといけないことだと思いますので、次回出したいと思いますが、今考えていることを口頭で申し上げます。恐らく、文化芸術の創造・発展・継承は当然このままやっていかなくてはいけないと思いますが、先ほど座長からございましたように、多様性を生み出す、あらゆる人々がやっていくという意味で、多様性や、社会包摂や、革新的なものも生み出さなくてはいけない。人材をきちっと確保されている部分もあるとは思いますが、専門的な人材が活躍する場、今後の次代の担い手をやるという部分ですとか、今課長から申し上げました関連

分野との連携や、国際性など、ロジックモデルとまで言えるかどうか分からないのですが、 つながりを付けたモデルの案を作っておりますので、次回には御提示させていただきたい と思います。

【吉本委員】 ロジックモデルと、今、井上さんがおっしゃっている政策の体系は、恐らく違いますよね。だから政策の体系はきちんとロジカルに整理されたらいいと思うのですが、湯浅さんがおっしゃっているロジックモデルは、その評価の手法でアウトプット、アウトカム、インパクトという体系を作ることなので、政策目標が 1 つあるとすると、それに対するロジックモデルで、アウトプットでは何を期待するのかを整理していくということですよね。

【井上文部科学戦略官】 それも含めて、指標も含めて。

【吉本委員】 それを作ると、例えば 1 つ目の政策目標はどういう指標で測ったかも見えてくるということだと思うので、そこも併せて検討いただけたらと思います。

ロジックモデルをいきなり全部作るのは難しいにしても。

【熊倉座長】 あるいは分野ごとの、我々が携わるのは政策なので、評価は絶対に必要ですし、PDCA はきちんと導入すべきだと思うんですけれども、アート NPO リンクをお呼びしたときに、やはり特に社会包摂的な活動をしているような芸術の現場に PDCA が全くそぐわない。それを現場にだけ押し付けてくる今の文化行政の在り方について、強い危機感が示されたと記憶しているのですが、例えば各分野に聞いていただくときに、簡単なロジックモデルを示して、「こういうの現実的ですか?」と聞いてほしいんですよ。

なので、もう一回言いますが、文化政策部会はもしかしたらロジックモデルを用いて、たしか内閣府の中に去年 1 年間、スペシャルタスクフォースのチームができて、日本へのロジックモデルの導入について検討して、日本型のロジックモデルの開発をなさっていたと思うのですが、残念ながら、やはり文化団体からの反応が非常に薄いということを担当のヒアリングにいらしたときにおっしゃっていた記憶があるので、そういうことも聞いていただきたいし、各分野、例えば観光をやれといって、美術館とかは、観光までやれというのだったら、今、欧米の美術館が5人でやっているところを、日本の美術館の学芸員は1人でやっているので、それで観光まで考えられるわけないだろうというのが地方創生大臣の、撤回がされましたけれども、発言に対する現場の大きな御意見だったとか、そういうことを聞いてほしいのです。

【井上文部科学戦略官】 分かります。

【熊倉座長】 なので、ここで 3 回の間に、そういった是非、各分野の状況や教えてほしいことを、もちろんそれぞれの分野で感じている諸問題を自由に御議論いただいていいのですが、そういう皆さんにできれば御意見を頂きたいところみたいな論点を示していけば、この分野別ワーキングもよりよい形で機能するのではないかという気がいたします。

【井上文部科学戦略官】 検討事項の 3 に付け加えるべき事項については、是非、御意見いただいて、それを付け加えて流していきたいと思います。

私がここで申し上げました体系というのは、目標と施策と、当然、目標を測るための指標も含めたものでございます。だからいわゆるロジックモデルは本当に相当きちっとやっているものですから、そこまで達するかどうかというのは、現状、文化について、ロジックモデルについての調査研究が全くない。教育の方は、教育振興基本計画を作るに当たって、第2期の教育振興計画について、これも私、担当したのですが、ロジックモデルできちんと分析をした上で、ある程度できる。ただ、第2期についてはそこのロジックについてうまくいっていない部分がある。指標の設定の仕方に問題がある部分もあり、その反省を踏まえて第3期を作っています。

だからこの文化芸術推進基本計画策定に当たって、その蓄積があるかどうかはまだつかめていないのですが、かなりそういう部分も意識して、目標、指標、施策や、中長期的な観点というつながりがロジカルにできるように案を示したいと思います。

【湯浅委員】 ロジックモデルって、多分いろんな手法があり、いろいろなテンプレートがありますが、今文科省で使っているロジックモデルは何なのかを整理した方がいいかと思います。

ロジックモデルは、吉本さんが今お話ししたことと、教育の基本計画の配布資料で今見ているロジックモデルとして配布されているものは、どっちかというともっと体系、セオリー・オブ・チェンジに近いと思うのです。ロジックモデルではなく。多分ここのレベルでは、まずはそのセオリー・オブ・チェンジ的な、ここが目指すもの、それはやはり山出さんが言われた設計図だと思うのです。ここが目標であって、そこに行くためには何がなくてはいけないかというセオリー・オブ・チェンジを、ロジックモデルと書いていますが、何となくそういうことなのだと思います。

なので、吉本さんが言われたところまではまだ全然できなくて、その上位のセオリー・ オブ・チェンジ的なものを絵として示していくのがいいと思いますが、私は一番上だと思 うのです。先ほどの人材育成や多様性は、ここを達成するためのものなので、まずはここ の上について議論した方がいいと思います。

【井上文部科学戦略官】 今日はその中長期的な観点も是非、示唆するような、先ほど 多様性や社会包摂というお話も頂きましたが、それ以外に人材などあると思うのですが、何かキーワード的に、これはやはり強調すべきものがあれば、今度提示する案に組み込んでいきたいと思っております。

【熊倉座長】 一番は雇用ですが、人材の育成ばかりうたってきて、第 4 次で育成はもういいと何度も申し上げたけれどもやはり育成と入っていますが、育成ではなく登用。きちんとした職業になっていくことを、この 2020 のレガシーに求むべきという声が、この第 4 次基本方針を策定していく中では最も多い声だったはずなのですが、それももちろん言っていただきたいのですが、残り 20 分になりました。皆さんにはもう少し今回御提示いただいた計画よりも頻繁にお声掛けをさせていただいて、せっかくの機会ですので、この短期間で完璧なものを作るのは難しいと思いますが、次の基本計画を作るまでに、あるいは中

間報告までにやらなくてはいけないことを、基本計画に盛り込むかどうかはともかくとして、そういったこともきちんと考えていかないと、せっかくの基本計画なので、これまでのような総花的な、絶対これをやったら 10 倍予算必要だということだけを作っていてもしょうがない気がするので、根本的な議論も是非深めていくべきだと思いますが、資料 2-2 についても御意見を頂きたいと思います。

全部をここでだけ決定しても仕様がないのですが、主な論点として非常に重要なことをたくさんまとめていただいておりますが、まず、この検討事項 1 のところに関しては、いかがでしょうか。

ちょうど 2018 から 2022 までの 5 年間の計画を前提に今回,進めていいかどうか,あるいは目指すべき姿という,これは主に検討事項の 1 になるかと思うのですが,それは第 4 次基本方針や緊急提言を原則踏まえ,足りない部分などを含めて,文化政策部会の委員の皆様,新しい委員の方もいらっしゃいますので,きっと足される部分もあるかと思いますが,原則,ゼロから作り直すのではなくて,2つを基本にすることでいいかどうか。

また、3 ポツ、今回、新たに改正基本法で追加された事項などに関してもしっかり踏まえていくべきではないか。そして、その他ということで、幾つか踏まえた方がこれまでの流れからいいのではないかという御提案ですが、いかがでしょうか。

【湯浅委員】 その他のところの1番に書いてある文章が、こちらの資料2-1にも書いてあったのですが、「文化芸術によって生み出された公共的・社会的・経済的価値を継承、創造及び循環させる」、循環を作っていくというのはとても大事だと思うのですが、この辺の概念、考え方というのも整理した方がいいと思います。

なぜなら、文化芸術によって社会的・公共的・経済的価値を生み出していく、でもこれを読むと、その目的は、文化芸術に戻すために見えてしまいます。そうではなくて、文化芸術が質の高いといいますか、このセクターが発展していくことによって、より幅広い社会への効果を生み出していくとした方が、他とも連携していくときも、観光庁と連携する、観光的な価値を出すのは、文化芸術だからこその貢献度を示していく形になるので、その結果、文化芸術にって、もちろんそうなのですが、言葉の考え方が、この表現が少し引っ掛かっていました。

【熊倉座長】 それは前回の文化政策部会で、改正法との対照で、何人かの委員から、 ここは少し残念だったと御意見が出たと記憶しておりますが、文化がやせ細っては仕様が ないから、循環は循環で大事だと思いますが。

【井上文部科学戦略官】 国会でも議論はありましたが、メインは文化芸術、せっかく文化芸術の中で生み出された付加価値なので、文化芸術に、本筋は「活用」となっているのですが、創造・発展・継承に活用していこうということなのですが、当然言われたように、観光やほかの文化関連も含めたものや、文化関連を越えて活用、経済を発展させていくこともあり得ると思います。

ただ、そうなるとどうやって測っていくのか、指標の設定の仕方や、どこまでをターゲ

ットにするかとの関連かと思いますが、それも含めて御議論いただければと思います。あまり遠いと、逆に測りようがなくなります。観光などは 2,000 万や 4,000 万、分かりやすいものもありますが、別にそれは文化芸術の発展だけで 2,000 万が 4,000 万になったとかいうことでもないと思いますので、そこは御検討いただければと思います。

【大和委員】 基本的なことで、議論の中で、文化芸術関係団体の今回、役割が明記されてきたことがありますが、その問題をどう評価するか。その議論の過程の中で、関連分野まで広げることについて、いろいろな議論がございました。

これについては、原則論としての表現の自由や、活動の自主性という問題はきちっと踏まえた上での考えで、その上で次に広がってくる。そうすると、文化芸術というよりも、芸術とか文化財とか個別の専門的な政策分野が、美術、映画などあるかと思いますが、これについては専門的政策分野の確立をきちんとするべきだと思います。

具体的に言うと、独法の在り方をどうするのか。いわゆる振興会、文化財、美術館の構造もきちっと考えるべきだと議論がございました。

そして今、湯浅さんがおっしゃった大原則の問題と、文化芸術そのものの活動が公共的・ 社会的な価値を生み出す部分や、例えば観光との関係でいうと、相互補完、相乗効果な部 分があり、そういう関係の中で経済的な価値が相互に生まれてくるし、逆にもう一つ、支 援的な形で返ってくる。いわゆる企業者が芸術活動に協賛するなど、そういう流れの構造 的があるので、今の言葉尻の問題より、複層的に見た方がいい、そういう議論はした方が いいという思いがあり、そのものが持っている価値の問題と、価値の広がり、循環、ある いは相乗効果のような部分の捉え方が必要じゃないかという気がします。

【熊倉座長】 ほかにいかがでしょうか。5年間でいいでしょうか。

【吉本委員】 5年ぐらいでいいような気がします。評価をしていく,サイクルで回っていくということを考えますと。

あと、この中に書かれている基本理念等について、基本法の前文や、これまでの方針の中にいろいろなことも書かれているので、そこが何か大きく変わることはまずないと思いますから、それを尊重しながら、今回の基本計画でどうそれを作文、表現していくのかだと思いますので、ここに書かれていることは、この方向で進めていただけたらと思います。

【山出委員】 切りよく 5 年だと思うのですが、レガシーというか、2020 の後に、何を残して、そこからどうスタートさせるかという観点を明確にしていくのならば 5 年間でちょうどいいと思います。

その辺も全部関係していくというか、5年という話とかではなく、2020以降の期間というのがレガシーを見る期間がどこなのか。

【熊倉座長】 ちょうど3年目が2020年に当たるので、オリンピックが終わった後に、 秋ぐらいからレガシーをどのように測るかというこの基本計画の中間検証みたいなことに 書かれると、まだ残り2年ありますから、当然、区切れなく作るために、この2020から次 の第2次基本計画の策定に着手をするという意味でも、いい年次設定な気はします。 【山出委員】 だからそのレガシーとは何だ、そのレガシーが次にどういう動きにつながっているのかを 2 年後に見られるという状態の設計は必要です。要するに都市ブランドがどう高まったかを出していったときは、たしか 2014 年だと思います。だから 13 年の段階でその数字が出て、その評価、レビューをしたのがたしか 2014 年に発表したのではなかったか。

【湯浅委員】 いろんな分野に応じて。

【山出委員】 そうでしょうね。

【井上文部科学戦略官】 山出委員がおっしゃったように,2020年と2020年以降のレガシーを含めて,是非,第1期のところでどう考えるか,評価・検証をどうしていくのかも含めて考えて,先ほど申し上げたように,年度ごとにフォローアップをしていきますが,中間評価も2020年でやりますし,中間評価をやるときはないかもしれませんが,2021年,2022年でもやりますので,そこも含めて,次の第2期にするというのがいいということで御提案させていただきました。

【熊倉座長】 ちょうど 2022 年、最後の年に中間報告も踏まえてレガシーがどんなものができてきて、どれは駄目だったのかを考えながら、次の基本計画を策定できるということ。

じゃあ、検討事項、多分1に関しては、比較的、細かく引っ掛かる部分はあるけれども、 法律を作ったのは我々専門家ではなく、当たり前ですけれども、国会議員の皆様方なので、 細かく内容で十分対応できると思いますが、検討事項2に関しても、どうでしょうか。2ペ ージ目で、何か御意見はないでしょうか。

今ここで入っていったら、全部やらなきゃいけないというわけではもちろんないので、 ここまでは無理じゃないかみたいなことを作りながら考えていけばいいことかもしれませ んが、何か気になることがありますでしょうか。

【吉本委員】 例えば3つ目に,文化 GDP の拡大に向けた取組が求められているとあり,これが気になっています。文化芸術の基本計画というのは,文化 GDP の拡大が目標ではないと思うのです。文化芸術に経済的な価値があるということはもちろんしっかり把握しなきゃいけないと思うのですが,文化 GDP は去年,うちの研究所でお手伝いさせていただいて,たしか8.8 兆円という数字が出たのですが,それを例えば倍にしましょうみたいなことが目標になると,ずれる気がするので,この辺をどういうふうにこの計画の中に盛り込むのかというのは,結構難しい部分です。いろんなことに配慮しながら,経済的な価値について書かないわけにいかないと思うので,そこは慎重にやっていただけたらと思います。

【熊倉座長】 どこが文化庁の所掌なのかという部分もたくさんあると思います。

【吉本委員】 そうですね。だからさっきたまたま食文化の話が出ましたが、文化 GDP の調査をしたときに、海外の文化 GDP を調べたんですが、例えばイタリアはワインを文化 GDP に入れています。だけどワイン全部じゃない。イタリアはワインのランキングが幾つかあり、非常に文化的に価値が高いワインというのか、クオリティーの高いワインだけは

文化GDPに入れているが、さっき言われた業全体が入っているわけではない。

そういうのを細かくやると、ものすごい作業にはなってくるかと思うのですが、GDP のところは特にどう書くかというのは検討が必要かと思います。

【井上文部科学戦略官】 すみません,これ,線の引くところを間違えてしまったのです。文化政策に対する社会・経済的な期待も留意して,計画。

【吉本委員】 こっちが重要だということですね。では、私が言っていることと同じですね。

【井上文部科学戦略官】 ただ、文化 GDP というのをそもそも目標として掲げるということもなくはないので、ただ、それが適切かどうかというのはあり、ないというのでしたら、ないでもいいですし、そこも含めて当然、議論の対象ではあるのですが、ここで事務方として言いたかったのは、文化政策に対する社会・経済的な期待にも留意すべきではないかということです。

【吉本委員】 文化 GDP に関しては、例えば観光も、この文化芸術に関係する施策ということで、この中で取り扱うことになって、じゃあ、それも観光まで含めましょうとなった途端に、文化 GDP が突然増えると思うのです。

だから結局、GDP の数字を、どこまでを入れるか、入れないかによって全然変わってきますから、その辺のことも踏まえて、 GDP の扱いを慎重にしないといけないことを申し上げておきたい気がします。

【熊倉座長】 4つ目のポツは、三好委員、いかがですか。文化プログラムの戦略的な推進が重要でありと言うのは簡単ですが。

【三好委員】 そこの線は別に何も間違っていないのですが、そこも含めて、具体的な政策として何をするのかをかなり絞り、議論していかないと、さっきのように観光だから全部取り上げますということではなく、観光を文化政策として見たときに何が重要なのか、前から議論されている。では、文化財イコール観光でいいのか、ではないはずなので、観光と文化行政との関係をこの際はっきりさせるということの方が、むしろ重要ではないか。

今の御指摘のレガシーのところも、レガシーって何なのかというそもそも論もあって、 人によってレガシーの捉え方が全く違う。話が飛び悪いのですが、例えば国立競技場はど う使うかがレガシーだみたいなことを言われているが、あれは全く意味が違っているので、 やっぱりそこのレガシー概念自体をもう少ししっかりと議論しておくべきだと思います。

それともう一つは、1 にも関係するのですが、当然新しい法律を踏まえることも必要ですが、逆に、その法律の中に十分盛り込まれていない事項もある。緊急提言ではいろいろ言った中で、法律に盛り込まれていない事項もたくさんある。さっき座長が言われた人が働けるような場所作りや、どうすれば文化庁の予算がこれによって増えのるのかなども当然踏まえておかないと、ただ単にいいことだけ書いても仕方がないのではないかという気がしますので、その辺のもう少し詰めた議論、詰めた言葉の使い方を厳密にしていく必要があるかなと思っています。

【湯浅委員】 関連して、このレガシーのところですが、一番検討事項のところに、括 弧で 2020 年以降のレガシー創出を含むと書いてありますが、レガシーを創出するというの は大前提。そもそもレガシーは何なのかは、みんなで合意した方がいいと思うのですが、私の捉え方としては、何かをやった後に残っていくシステムの変革や、新たな資産や、ソーシャルチェンジ、そういったことだと思うのです。

多分ここで明確にしなきゃいけないのは、何を目指すのかで、その大きな変化を起こしますよというのがレガシーを残すことなので、それは大前提で、そのために文化プログラムはその手段であると思うのです。

なので、ここの文章でいうと、「文化プログラムの実施という有形なレガシー」という 文章も少し間違っていると思うのです。

文化プログラムはレガシーではなく、アクティビティーというか、プログラム、やることなので、本当はここの目指す方向性、こういうところで変化を起こしていきますという重点施策、イコール目指す目標、それがレガシーだと思うので、これは前提であって、「レガシーを残す」が目標にならないような作り方にした方がいいと思います。

【井上文部科学戦略官】 分かります。文化プログラム自体はレガシーではなく手段。

【湯浅委員】 そうです。そのレガシーを残すのは具体的ではないので、本当は重点的な目標が4つあったら、それを文化プログラムで推進するということ。

【井上文部科学戦略官】 なるほど。横軸で。

【湯浅委員】 より加速するため。その結果、それが達成された図が、レガシーが残っているということだと思います。

【井上文部科学戦略官】 実はここで書いた「無形なレガシーの創出の重要性も強調すべきではないか」というのは。

【湯浅委員】 当然のことですよね。

【井上文部科学戦略官】 湯浅委員がおっしゃっていたものをイメージして、例えば手段としての文化プログラムを実施した後に、民間との協働や、民間財源も含む多様な財源を含むなど、あとネットワークができる、そういう無形なレガシーが生まれることが重要ではないかと意図して書いているつもりです。

【湯浅委員】 今の状態だと、ずっとレガシーを残すと言っている。それで、皆さんの思っていることは、きちんと明文化されていないので、そもそも何を目指すのですかということを、それは雇用を作ることや、都市ブランドでもどれを選ぶかによって政策が変わってくると思うので、そこが重点施策になるのではないですか。

【井上文部科学戦略官】 ただそれだけでいいのかと若干不安があったもので、有形も 入れたのですが、そこはまさにレガシーの概念は、先生方で御議論いただいて作っていた だければと思います。

【三好委員】 今の話も、例えば行政と民間との協力というのももちろん必要だけど、 それを具体的にどういうシステムとして 5 年後に残していくのかまで踏み込まないと、抽 象的な言葉で終わってしまうので、まさにここは施策につながるレベルとして、もう少し 具体的なシステム、新しいシステムという議論をした方がいいかと。

【熊倉座長】 新しいシステム、もう時間がないので今日はここまでにします。第 4 次基本方針できちんと書いていただけていなかったのですが、雇用と併せて、もう一つの最大の論点が地域版アーツカウンシルだったはずです。それが全てから全部周到に抜け落ちているのはなぜなのか。それから、山出委員には、大分でモデル事業的な意味合いとして政策的に位置付けられた事業を推進していただいておりますが、ちょうど昨日アーツカウンシル東京の方々と御一緒する機会があって、全国の自治体などでアーツカウンシルを作りたい、ついてはアーツカウンシル東京はどうなっているのかというヒアリングに非常に多く訪れられるが、しかしながら文化庁の政策としては、今年度、倍増するのかと思いきや、たった 2 件しか増えなかったことは、国はもうあの政策を旗を降ろしたんですねと言われて、大変、個人的に悲しい思いをいたしました。

でもいろいろみんな、そうだ、そうだと言っている中で、でも第 4 次基本方針に携わった委員の中でも、地域版アーツカウンシルのイメージが全然違う、そこのすり合わせを次はしなくてはと言って、1回もすり合わせしておらず、たしか一度、山出さんも含めて、第 1 次で認定されたモデル事業の方々等は政策部会有志と現状の意見交換をさせていただいたりしたので、私は全くそれが、減速しているのは残念ながら事実だけれども、そんなことはないのではないかと。

でもそれは私の単なる個人的な希望的観測だけだったのではないかと夕べ、非常に不安になったのですが、システムとして言ってきたはずが、やはり難しいのか、でも今、モデル事業をやっているのだったら、その施策の中にきちんと入ってくるべきなのではないか。そういう呼び方をするかどうかはともかくとしてというようなことも検討材料にあるかと思います。

でも取りあえず検討事項1に関する部分は、了承を得た。2に関しても、一番最後の5つ目のポツは、やや技術的な問題ですので、また次回、主にこの検討事項1に関して話合いを進めていきつつ全体として、例えば分野別ワーキングにこういうことを聞いてほしいという御意見や、そもそも論の部分も含めて次回、話を進めるイメージかと思ったのですが、そんな感じで大丈夫でしょうか。

【井上文部科学戦略官】 次回、中長期的な観点と、基本的な方向性の事務局としてのたたき台を出させていただいて、それで具体的なイメージを持って議論していただくようにしたいと思います。

その際、指標が全部出せるか分からないのですが、その指標をどういうのを取った方がいいかも含めて、私どもで考えられるのは出したいと思うのですが、それも含めて御検討いただければと思います。

【吉本委員】 熊倉さん,次回出られないので,1 つだけ。

ある種の体系的なものを案として作っていって、次回、示していただけるということだ

と思うのですが、そのときに、特に政策目標でしたか、基本的な方向性とかのあたりですが、これまでの基本的な方針などもそうですが、文化庁の政策ではどうしても目標じゃなくて、何をやるかという書き方になることがすごく多い。

補助金も、何を補助しますというのは書いてあるが、それで何を達成するかという目標が書かれていないことがすごく多いので、今回、体系を作るときに、大きな目指すべき姿があり、その次に基本的な方向性があり、それぞれにぶら下がってくる施策があるときに、目標を書く。この目標を達成するために、こういう施策をやりますと、その目標を測る指標はこうですと、そこのところを是非、意識してやっていただきたいというのが1つ。

それと指標については、大和さんの話だと、かなり統計データあるということですが、恐らくないものがあると思います。なので、それはこの 5 年間の間に政策目標を測れる指標を開発するための調査研究もやって、この 5 年間で次の 5 年間の基本計画がよりしっかりしたものになるようにする、今回の基本計画で完全なものを作ろうとすると、相当無理があると思いますので、それぐらいの余力を残したような作り方を是非してほしいと思います。

以上2点です。

【熊倉座長】 ありがとうございます。お忙しいとは思うのですが、御欠席の委員から 次回もしひな形ということであれば、メールなどで気になった点などを頂きたいので、で きれば早めにメールを頂いて。

【井上文部科学戦略官】 今度8月8日なので、来週中には仮のものを。それ以外にももし御提案があれば、メールで頂ければ私どもも参考にさせていただきたいと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

あと関係省庁の文化関連施策については、今私どもの方で事務的に取りまとめようとしているのですが。

【吉本委員】 全部はそろわなくても。私の研究所で調査したものはあるかと。

【井上文部科学戦略官】 あります。そのデータなどを、今の施策かどうか分からない部分はあるのですが、イメージを使っていただくためにお配りするとか、あときちんとしたものができたら、当然、9月以降お配りさせていただきたいと思いますので、同時並行的にやらせていただいて大変恐縮なのですが、よろしくお願いいたします。

【熊倉座長】 できるところからで結構です。大変だと思いますが、次回に向けても引き続きよろしくお願いします。

予定の時間を少々オーバーしてしまいましたが、本日の議事はここまでとしたいと思います。

最後に日程について、事務局から。

【髙田企画調整官】 日程につきましては、資料3のとおりでございます。以前、9月下旬にやるという話がありましたが、 分野別のことがありましたので、10月上旬にしております。また、先ほど熊倉部会長からあったとおり、基本計画ワーキングを必要に応じて日

程追加したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【中岡次長】 大変お忙しい中で、審議が非常に窮屈な日程を示させていただいて、大変申し訳なく思っておりますが、基本法も国会議員の先生方、様々、我々根回しをしたときに、いろんな要望がございまして、そういうものにつきましては、計画の中でそれは書いていきますと申し上げながらやってまいりました。

実際、先ほどの人材、雇用の話だとかそういったものが、例えば芸術祭の振興みたいな話に基本法の中で書かれておりますし、また、地域版のアーツカウンシルといったものについても、恐らく地域の文化芸術推進基本計画というのが、必置ではないのですが、置かれたということで、様々、地方の方からも問合せがあるという動きがどんどん出てきておりますので、そういう中で、これまである意味、念仏じゃないですけども、そういう目標という形ではあったのですが、なかなか実質化していかないということでございましたけれども、今後、オリパラということも念頭にあり、大変大きく期待できると思っておりますので、引き続き、大変タイトな中でございますけれども、御審議、御協力賜れれば有り難いと思います。是非、今後ともよろしくお願いいたします。

【熊倉座長】 よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれにて閉会にいたします。どうもありがとうございました。

— 了 —